



2025年12月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 北 新 社
代表者名 代表取締役社長 小 坂 恵 一
(コード: 2329 東証スタンダード、名証メイン)
問合せ先 取 締 役 沖 山 貴 良
電話番号 03-5414-0211 (代表)

3D Investment Partners Pte. Ltd.からの当社のM&A戦略に関する追加書簡の受領及びそれに対する回答書の提出に関するお知らせ

当社は、2025年12月11日付け「3D Investment Partners Pte. Ltd.からの当社のM&A戦略に関する書簡の受領及びそれに対する回答書の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年12月4日、3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3D社」といいます。）から、当社のM&A戦略に関する書簡を受領し、2025年12月9日、これに対する回答書を提出しました。

その後、2025年12月16日付け及び同月18日付け「3D Investment Partners Pte. Ltd.からの当社のM&A戦略に関する追加書簡の受領及びそれに対する回答書の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2025年12月10日及び同月16日、3D社から、当社のM&A戦略に関する追加の書簡を受領し、2025年12月12日及び同月17日、これらに対する回答書を提出しました。

更に、2025年12月17日付けの当社の回答書に対して、当社は、2025年12月19日、3D社から、当社による専門領域外の事業の買収に関して、複数の事業を有することとなる場合における「適切なガバナンス体制」は、「事業ポートフォリオに関する基本方針」が「経営の基本方針」に含まれるものであることから取締役会の必要的決議事項であること、買収の妥当性・プロセスの客観性を確保し、取締役がその説明責任を適切に果たすためにも、買収プロセスにおけるデューデリジェンス及び意思決定に関する議論は取締役会において行われるべきであり適切な記録を残すことが重要と解されること、当社がベストオーナーであり競合他社と比べてもベターオーナーであることを客観的に検証し理解できないのであれば、当社が見逃している重要事実やリスクが存在する可能性が非常に高いと解されることなどを指摘する旨の書簡（以下「本追加書簡③」といいます。）を受領しました。

当社は本追加書簡③の内容を精査・検討し、2025年12月22日、3D社に対して、当社は、法令に基づいて適切なガバナンス体制を構築しており、M&Aに関する意思決定を行うに際しても、具体的な買収案件の内容に応じて、会社法その他の法令及び社内規程に基づき検討及び判断を行うこと、当社が買収案件を検討する場合には、個別具体的な案件の状況・内容を踏まえて適切に判断し決定し、善管注意義務を尽くすことなどを内容とする回答書（以下「本追加回答書③」といいます。）を提出しましたので、ここにお知らせいたします。本追加回答書③の内容は、別紙をご参照ください。

当社は、今後も企業価値の向上に努め、株主共同の利益を確保・向上するべく全力で取り組んでまいります。

以 上

別紙

2025年12月22日

3D Investment Partners Pte. Ltd.

孫 広治様

株式会社 東北新社
取締役 家氏 太造

M&A 戦略に関する 2025年12月19日付け書簡に対するご回答

貴社からの2025年12月19日付け「買収戦略に関する書面に対するご回答について③」と題する書簡を拝受しました。当該書簡に対し、以下のとおり回答します。

当社は、法令に基づいて適切なガバナンス体制を構築しており、M&Aに関する意思決定に際しても、法令及び当社の社内規程に従って、適切な審議のプロセスを経たうえで意思決定を行いますので、以前にもお伝えしましたように、具体的な買収案件の内容に応じて、会社法その他の法令及び社内規程に基づき検討及び判断を行います。

また、この点も以前お伝えしましたように、当社が買収案件を検討する場合には、個別具体的な案件の状況・内容を踏まえて適切に判断し決定し、善管注意義務を尽くす所存です。

末筆ながら、貴社の益々のご発展を祈念しております。

草々